

真岡市読書活動推進計画

2025－2029

(案)

真岡市教育委員会



図書館の自由に関する宣言

1979 年改訂（主文）

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することを、もっとも重要な任務とする。

この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

- 第1 図書館は資料収集の自由を有する。
- 第2 図書館は資料提供の自由を有する。
- 第3 図書館は利用者の秘密を守る。
- 第4 図書館はすべての検閲に反対する。

図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。



公益社団法人 日本図書館協会



目 次

	第1章 計画の策定にあたって.....	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の期間	1
3	計画の位置づけ	2
	第2章 読書活動の現状と課題.....	3
1	国の動向	3
2	県の動向	3
3	本市の動向	4
	第3章 計画の基本的な考え方.....	9
1	基本理念	9
2	基本方針	9
3	施策の体系	10
4	計画の指標	11
	第4章 読書活動推進のための施策.....	12
	基本方針1 生涯にわたり読書に親しむ機会の充実.....	12
1	乳幼児期における読書活動の推進	12
2	小・中学生期における読書活動の推進	13
3	高校生期における読書活動の推進	14
4	成人期における読書活動の推進	15
5	複合交流拠点施設「monaca」における読書活動の推進	16
	基本方針2 読書環境の整備.....	17
1	図書館における環境整備	17
2	学校における環境整備	18
3	保育所（園）における環境整備	19
4	読書バリアフリーのための環境整備	19
	基本方針3 連携体制の強化と充実.....	21
1	学校図書室との連携	21
2	他市図書館等との連携	22

3	子育て支援センターとの連携.....	22
4	地域交流センターとの連携.....	23
5	ボランティア団体等との連携.....	23
6	社会福祉団体との連携.....	23
7	企業との連携.....	24
8	市民との連携.....	24



基本方針4 啓発・広報活動の推進 25

1	機会を捉えた啓発・広報.....	25
2	情報の収集と啓発・広報.....	25



第5章 計画の推進体制 26

1	推進体制.....	26
2	進行管理.....	26



資料編..... 27

1	図書館協議会について.....	27
2	用語解説.....	28
3	施策一覧.....	30

「障がい」の表記について

本市では、「害」という漢字の否定的なイメージに配慮し、「障害者」などの「害」の字の表記について、可能な限りひらがなで表記しました。ただし、国の法令や法令上の規定、団体や施設名等の固有名詞については、引き続き漢字で表記をしています。このため、本計画では「がい」と「害」を使い分けています。



第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

子どもの活字離れ、大人の読書離れが指摘されている中、全ての世代が読書の楽しさや喜びを味わうことができるよう、様々な読書の機会を提供すること、また、いつでもどこでも読書できる環境を整えることが求められています。

本市では、平成23年に「真岡市子どもの読書活動推進計画（第一期）」を策定し、第二期計画、第三期計画を通じて、読書に親しむための環境整備と機会提供に取り組んできました。

近年では、スマートフォン等のICT機器やデジタルコンテンツが普及し、個人の余暇の楽しみ方やコミュニケーション方法も多様化するなど、情報・知識の習得方法や読書の在り方に大きな影響を及ぼしています。

また、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（以下「読書バリアフリー法」という。）が施行され、すべての人が読書に親しむことのできる環境づくりが求められるなど、読書活動を取り巻く環境は大きく変化しています。

これらの社会環境の変化に対応し、子どもから大人まで、全ての世代が生涯にわたり読書を楽しみ、知識を深め、次世代に読書の意義や楽しさを伝えていくことは、地域社会全体の成長と活力を高めるために欠かせません。

本計画では、これまでの「真岡市子どもの読書活動推進計画」の成果と課題を検証しつつ、子どもから大人まで幅広い世代の全ての市民が読書活動に親しむことができる環境づくりのため、新たに「真岡市読書活動推進計画」を策定し、読書活動が真岡市における文化の一環として深く根付くよう、家庭、学校、地域が一体となって取り組んでいきます。

2 計画の期間

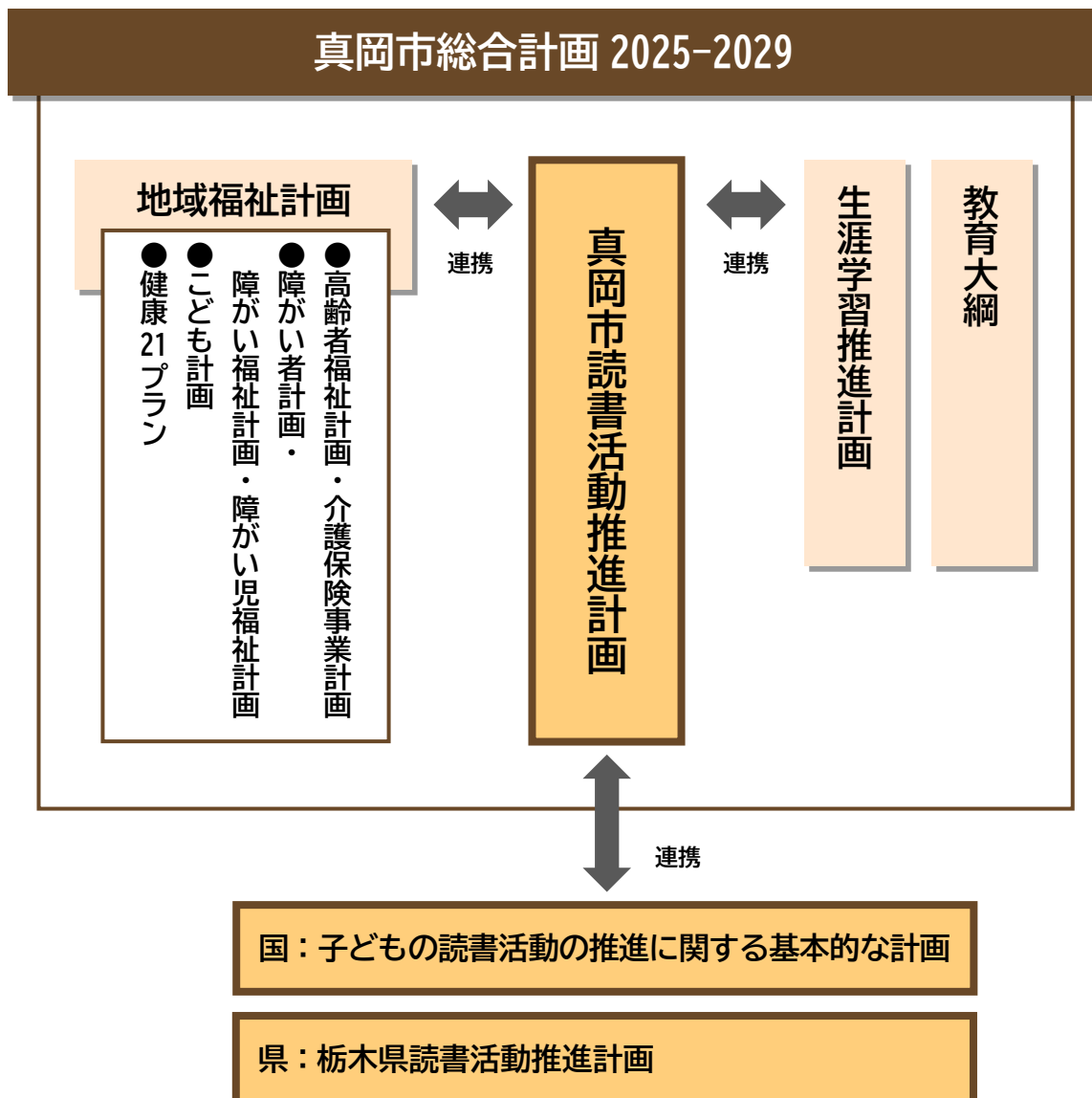
本計画は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。

なお、今後の社会情勢の変化や、計画の進捗状況等により必要に応じて見直しを行います。



3 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づく市町村子どもの読書活動推進計画として位置づけ、国の第5次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び「栃木県読書活動推進計画」を基本として、本市の読書活動推進のための、より一層の環境整備を目指し、市の施策の方向性を示すものです。





第2章 読書活動の現状と課題

1 国の動向

(1) 「読書バリアフリー法」の制定

令和元年6月に「読書バリアフリー法」が制定されました。障がいの有無に関わらず、すべての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的として、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することとしています。

読書バリアフリー法第8条では、地方公共団体は、国の基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画の策定に努めるよう規定しています。

(2) 第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」の策定

令和4年3月に、国の第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」が策定され、すべての公立小中学校等において、「学校図書館図書標準」の達成を目指すとともに、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞の複数紙配備及び学校司書の配置拡充を図ることが求められています。

(3) 第5次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の策定

令和5年3月に、国の第5次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が閣議決定されました。本計画では、不読率の低減、多様な子どもたちの読書機会の確保、デジタル社会に対応した読書環境の整備及び子どもの視点に立った読書活動の推進について記載されています。

2 県の動向

(1) 「栃木県読書活動推進計画」の策定

令和6年3月に、「栃木県読書活動推進計画」が策定されました。本計画では、ライフステージに応じた読書活動の推進、連携・協働による読書活動の推進、読書に親しむ環境づくりについて記載されています。



3 本市の動向

(1) ライフステージごとにみる読書活動に係る現状と課題

■乳幼児期

項目	
●読み聞かせの実施率	
「保育所」	100%
「子育て支援センター」	100%
●保護者への情報提供の回数	
「保育所」	14 回／年
「子育て支援センター」	8 回／年

現状と課題

- 定期的に読み聞かせを実施していますが、こどもの集中力のばらつきや興味の多様化への対応がしづらく、準備や活動に負担を感じる職員がいます。そのため、定期的な講習や研修等を通じて、読み聞かせのスキルをブラッシュアップする必要があります。
- 保護者には読み聞かせの大切さを伝え、絵本等の情報提供を行っていますが、絵本の貸出が一部の利用者に偏っているため、より多くの保護者に利用してもらえよう改善が必要です。

■小学生

項目	
●学校の授業以外で、1日当たりの読書の時間	
「全くしない」	20.2%
※令和5年度全国学力・学習状況調査（小学6年生）より	
●読書は好きですか	
「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」の合計値	75.3%
※令和5年度全国学力・学習状況調査（小学6年生）より	

現状と課題

- 小学校では、児童の読書意欲を高めるため、朝の読書活動を実施していますが、学校の授業以外では、約5人に1人が全く読書の時間を取っていない状況です。
- 塾や習い事に通う子どもが増えている現代では、家庭での自由時間が減少しており、自由時間があってもデジタルメディアやゲームなど、読書以外の娯楽が多く、その中で読書を習慣づけることが課題となっています。



■中学生

項目	
●学校の授業以外で、1日当たりの読書の時間 「全くしない」	27.4%
※令和5年度全国学力・学習状況調査（中学3年生）より	
●読書は好きですか 「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」の合計値	68.4%
※令和5年度全国学力・学習状況調査（中学3年生）より	

現状と課題

- 中学校では、生徒の読書意欲を高めるため、朝の読書活動を実施していますが、学校の授業以外では、約4人に1人が全く読書の時間を取っていない状況です。
- 中学生になると、部活動や友人との付き合いなど、様々な活動に興味が広がりとともに、スマートフォンの所有によりデジタルコンテンツが手軽に楽しめるようになるため、読書の優先順位が下がる傾向があります。

■高校生

項目	
●普段（月曜日から金曜日）、1日当たりの読書の時間 「全くしない」	58.9%
※令和6年度真岡市読書活動に関するアンケート調査（高校2年生）より	
●読書は好きですか 「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」の合計値	59.6%
※令和6年度真岡市読書活動に関するアンケート調査（高校2年生）より	
●複合交流拠点施設「monaca」の利用目的の上位3位 「勉強や宿題をする」	45.8%
「読書をする」	28.8%
「図書貸出サービス」	23.7%
※令和6年度真岡市読書活動に関するアンケート調査（高校2年生）より	

現状と課題

- 高校では、生徒の読書意欲を高めるための指導を行っていますが、普段、全く読書の時間がない生徒が約6割という状況です。受験勉強や進路選択が迫る中で、自由に読書をする時間は減少しています。
- 高校生になると、SNSや動画視聴など他の娯楽や活動に時間を割くようになることから、自発的に読書をする機会は減少する傾向があります。
- 複合交流拠点施設「monaca」の利用目的の上位には、読書に関する項目が挙げられています。今後、高校生の活動拠点の一つとなる複合交流拠点施設「monaca」を活用した読書活動の推進が期待されます。



■大学生～大人

項目	
●普段（月曜日から金曜日）、1日当たりの読書の時間	
「全くしない」	21.6%
※令和6年度真岡市読書活動に関するアンケート調査（WEB 回答による無作為）より	
「全くしない」	4.0%
※令和6年度真岡市読書活動に関するアンケート調査（図書館利用者）より	
●読書は好きですか	
「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」の合計値	79.4%
※令和6年度真岡市読書活動に関するアンケート調査（WEB 回答による無作為）より	
「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」の合計値	92.1%
※令和6年度真岡市読書活動に関するアンケート調査（図書館利用者）より	

現状と課題

- WEB 回答による無作為調査では、普段、全く読書の時間がない人は約2割という状況です。比較的、読書に親しんでいる人が回答したものと推察されます。
- 回答者の属性を鑑みると、読書に興味・関心が全くない方に対するアプローチの方法に課題があります。
- 生活環境の変化に伴い、読書から遠ざかる傾向があり、読書を習慣化できる支援が必要です。



■障がいのある人・障がいのある児童

項目	
●これから読みたい本の形式の上位3位	「電子書籍（EPUB 等）」 47.0%
	「音声デイジー」 45.9%
	「紙に印刷されている本」 40.5%
	※令和3年度視覚障害者等を対象にした読書及び情報行動に関するアンケート調査（国立国会図書館）より
●電子書籍に備えてほしいアクセシビリティ機能の上位3位	「音声読み上げ」 68.9%
	「詳細読み」 28.7%
	「文字の拡大」 28.3%
	※令和3年度視覚障害者等を対象にした読書及び情報行動に関するアンケート調査（国立国会図書館）より
現状と課題	
	●市立図書館では、録音図書や点字本の活用など、誰もが読書活動を体験できるよう整備を進めています。国立国会図書館の調査結果によると、これから読みたい本の形式として「電子書籍」が上位に挙げられており、障がい者の読書形態のニーズが電子書籍に移行していることがうかがえます。また、求められるアクセシビリティ機能では、音声読み上げの割合が最も高いことから、障がい種別により求められる機能は異なるものの、最も重要視すべき機能であると考えられます。



（２）真岡市複合交流拠点施設整備運営事業の推進

真岡市複合交流拠点施設「monaca」は、子育て支援センター、屋内型・屋外型のこども広場、図書館、地域交流センターの「遊ぶ・学ぶ・にぎわう」機能が連携、融合する施設で、未来を築くもおかっ子が、心身ともに健やかに成長できるように支えるとともに、市民すべてに、新たな学びと発見の機会を提供するものです。

また、その学びを通して人と人がつながり、交流することで、自宅や職場、学校とは異なる、新たな居場所（サードプレイス）となることを目指します。

本施設を活用し、本に触れる機会を増加させるとともに、子どもから大人まで、切れ目のない継続的な読書活動を推進します。





第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念



JUMP UP もおか

～ だれもが “わくわく” するまち ～



2 基本方針



基本方針1 生涯にわたり読書に親しむ機会の充実

家庭・地域・学校・図書館・教育・保育施設等において、それぞれの役割に応じた読書活動を推進するとともに、ライスステージに応じた読書支援に取り組みます。



基本方針2 読書環境の整備

障がいの有無にかかわらず、誰もが読書に親しみ、生涯にわたる読書習慣を身に付けられるよう、家庭・地域・学校・図書館・教育・保育施設等における読書環境の整備を充実していきます。



基本方針3 連携体制の強化と充実

総合的な読書活動の推進を図るため、それぞれの連携体制の強化と充実を図ります。



基本方針4 啓発・広報活動の推進

読書活動の重要性について、市民の理解と関心を高めるよう読書活動の啓発・広報活動を推進します。



3 施策の体系

基本
理念

JUMP UP もおか ～ だれもが “わくわく” するまち ～

基本方針	施策の方向
基本方針 1 生涯にわたり読書に親しむ機会の充実	1 乳幼児期における読書活動の推進
	2 小・中学生期における読書活動の推進
	3 高校生期における読書活動の推進
	4 成人期における読書活動の推進
	5 複合交流拠点施設「monaca」における読書活動の推進
基本方針 2 読書環境の整備	1 図書館における環境整備
	2 学校における環境整備
	3 保育所（園）における環境整備
	4 読書バリアフリーのための環境整備
基本方針 3 連携体制の強化と充実	1 学校図書室との連携
	2 他市図書館等との連携
	3 子育て支援センターとの連携
	4 地域交流センターとの連携
	5 ボランティア団体等との連携
	6 社会福祉団体との連携
	7 企業との連携
	8 市民との連携
基本方針 4 啓発・広報活動の推進	1 機会を捉えた啓発・広報
	2 情報の収集と啓発・広報



4 計画の指標

計画の基本方針の実現に向けて、読書活動の状況を把握するため、次の指標を数値目標として設定します。

(1) 貸出延べ人数

区分	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
市立図書館	68,102 人／年	72,000 人／年

(2) 貸出冊数

区分	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
市立図書館	243,127 冊／年	290,000 冊／年

(3) 不読率

区分	現状値（令和6年度）	目標値（令和11年度）
小学生	20.2%	15%
中学生	27.4%	22%
高校生	58.9%	53%
大人	21.6%	16%

【不読率の現状値について】

○小・中学生

学校の授業以外で、1日当たりの読書の時間について「全くしない」割合

出典：令和5年度全国学力・学習状況調査より

○高校生

普段（月曜日から金曜日）、1日当たりの読書の時間について「全くしない」割合

出典：令和6年度真岡市読書活動に関するアンケート調査（高校2年生）より

○大人

普段（月曜日から金曜日）、1日当たりの読書の時間について「全くしない」割合

出典：令和6年度真岡市読書活動に関するアンケート調査（WEB回答による無作為）より

※文化庁が令和5年度に実施した「国語に関する世論調査（対象：16歳以上）」では、1か月に読む本の冊数の問に対して「読まない」との回答が62.6%となっています。





第4章 読書活動推進のための施策

基本方針1 生涯にわたり読書に親しむ機会の充実

1 乳幼児期における読書活動の推進

乳幼児期では、周囲の大人が声かけや読み聞かせ等を通じて子どもが言葉を獲得し、絵本に親しみ興味を持つよう促すとともに、様々な機会を通じてイメージや言葉を豊かにし、絵本や物語の世界を楽しむ心を育みます。そのため、保護者だけでなく、地域の図書館や幼稚園、認定こども園、保育所（園）が連携し、遊びを通じて楽しく絵本や物語に触れ、読書に親しむ機会を提供することが重要です。

事業名	内容	担当
親子で読書を楽しむ環境の促進	乳幼児期からの読み聞かせを増やすことで、各家庭における親子読書活動を推進します。	関係各課
「家読（うちどく）」の推進	家族で同じ本を読んで感想を伝えあう「家読」の活動を啓発することにより、家族ぐるみで本に親しむ時間が増えるよう促します。	関係各課
日常保育における読み聞かせの充実	日々の保育に絵本や童話の読み聞かせを位置づけ、積極的に取り組んでいきます。同時に年齢、発達に合った絵本を選び興味、関心を高めていきます。	保育課 こども家庭課
保護者への啓発	保護者が参加する行事等の機会を捉え、絵本や童話に親しむことの大切さ、読み聞かせの大切さを伝えていきます。保護者に対し、乳幼児に親しませたい絵本等の情報も提供していきます。	保育課 こども家庭課



2 小・中学生期における読書活動の推進

小学校低学年から中学年では、一人で本を読み通す力が育ち、語彙が増え、文字で表現された世界をイメージしたり、自分の考えと比較したりしながら読むことができるようになります。高学年になると、好みの本を自発的に選び、読書の幅が広がります。中学生になると、共感や感動を得られる本や知識の習得、進路の模索のための本を選ぶようになり、子ども向けから大人向けの本へと移行し始めます。一方で、学習や部活動の影響で読書量は減少することから、読書と親しむ多様な機会を提供することが重要です。

事業名	内容	担当
全校体制での取組	学校図書館司書教諭や学校図書館担当の教職員等を中心に、図書館と連携しながら読書活動を推進します。	学校教育課
児童生徒による主体的な読書活動の推進	児童への読み聞かせや、読書集会など、児童生徒の主体的な読書活動を支援します。	学校教育課
本との出会いの場の工夫	朝の読書活動や、図書を活用した学習、推薦図書の紹介、ブックトークなど、さまざまなジャンルの本との出会いの場を積極的につくり、児童生徒の読書意欲を高めます。	学校教育課
保護者や地域ボランティア等との連携	読み聞かせや朗読会など、保護者や地域ボランティア等と連携を図りながら、児童生徒の心に響く読書活動の推進に努めます。	学校教育課



3 高校生期における読書活動の推進

高校では、読書の目的や資料の種類に応じて適切に本を選び、興味に応じて幅広く多様な読書を行うようになり、読書を通じて将来について考えたり、社会に参画するための思考力や判断力を身に付けたりする時期でもあります。一方で、活動範囲の拡大や興味・関心の多様化、忙しさから読書量は一層減少する傾向があることから、読書への関心を高めるための取組が重要です。

事業名	内容	担当
読書離れ対策	小・中学生期からの読書習慣を途切れさせず、将来にわたって本と図書館が身近なものになるように、「15 コーナー」を充実させ、高校生が手に取りたくなるような図書の収集に努め、不読率改善に取り組みます。 また、ビブリオバトル（知的書評合戦）の開催を通して読書の楽しみを深める手助けをします。	図書館
高校生による高校生のための図書紹介	館内で高校生自身が選んだ図書を紹介することで、同世代の読書傾向を知り、読書に興味を持つきっかけとします。	図書館
読書コンシェルジュの育成	高校においては読書コンシェルジュの育成を推進し、校内ビブリオバトル、ブックトークの開催など、読書体験を通して自ら考え表現できる子どもを育てていきます。	図書館



4 成人期における読書活動の推進

高等学校卒業以降では、就職や大学進学、結婚など様々な環境の変化が訪れる一方で、自身のスキルアップや知的興味に応じた読書を行う時期であり、また保護者として子どもに読み聞かせをしたり、一緒に本を読んだりすることで子どもとともに読書を楽しむ人もいます。一方で、仕事や他の関心事によって読書の時間が取れない人も多く、読書への関心を高めるための取組が重要です。

事業名	内容	担当
読書活動に繋がるイベントの開催	大人に向けた様々なテーマのイベントを開催し、関連する本を紹介することで、読書への興味を高めます。また、協力団体による対象年齢を問わない民話の公演会や素話のおはなし会の開催を支援します。	図書館
展示コーナーの充実	複数のテーマ展示コーナーを館内に設置し、知的好奇心を満たす新たな本との出会いの場を提供します。	図書館



5 複合交流拠点施設「monaca」における読書活動の推進

令和7年1月に開館した真岡市複合交流拠点施設「monaca」では、地域の交流拠点として、乳幼児から高齢者、障がいのある人、外国人など、あらゆる利用ニーズに対応した様々なサービスを展開し、これまで以上に図書館を身近に感じられるよう取り組む必要があります。

事業名	内容	担当
おはなし会や読み聞かせ会の充実	図書館職員やボランティア団体等による定期的なおはなし会や読み聞かせ会の充実を図ります。	図書館
読書案内の充実	ライフステージに応じた資料を収集し紹介します。また、年代別に興味を持つようなテーマに沿った本の展示や、調べ学習の支援コーナーを設置し、利用の推進を図ります。	図書館
図書館に親しんでもらう機会づくり	小・中・高校生の見学や職場体験(一日司書、マイチャレンジ、インターンシップ)等の受け入れを積極的に行い、図書館を身近に感じてもらい、それをきっかけに本に親しんでもらう機会をつくれます。	図書館
行事内容の充実	幅広い年齢層の児童生徒や保護者が、図書館を身近に感じ、足を運ぶようにするために、イベントなどの行事内容の充実と広報活動に努めます。	図書館
本だけに留まらないサービスの提供	映写会や食育講座など、様々な事業への参加をきっかけに、幅広い年齢層の方が図書館に興味を持ってもらえるよう、サービスの充実を図ります。	図書館



基本方針2 読書環境の整備

1 図書館における環境整備

図書館は、地域の「知の情報拠点」として、子どもから大人まで全世代が利用しやすい環境づくりを推進します。子どもには年齢に応じた図書や学習資料を整備し、大人には自己啓発や趣味、生活に役立つ本など、幅広いジャンルの書籍を提供することで、各世代のニーズに応じた読書環境の整備・充実を図ります。

事業名	内容	担当
児童図書の充実	年齢に応じた児童図書や調べ学習に対応する学習用資料や参考図書の充実に努めるとともに、児童書のテーマ別コーナーや外国語絵本コーナーの設置など、児童向け図書の充実を図ります。	図書館
年齢に応じた蔵書	子どもから大人までそれぞれのライフステージに応じた図書等の整備を図ります。未就学児向けの絵本や、小学生向けの児童図書などの資料を計画的に整備するとともに、図書館が子どもにとってより身近で楽しい読書活動の場となるよう努めます。また、各年代の利用者の興味関心に合致する資料や、課題解決に寄与する資料を広く収集・提供します。	図書館
学習への支援	学校での調べ学習活動や課題調査のための調査相談の充実と、学校への図書貸出の促進に努めます。	図書館
15 コーナーの充実	15 コーナーの中高生向けの図書等を充実させ、10代で読んでおきたい本や、進路、就職のときに参考になるような図書資料の収集に力を入れていきます。また、15 コーナーの充実を図ることにより、中高生の不読率改善に取り組みます。	図書館
ビジネス支援コーナーの充実	起業、経営、業界研究など、ビジネスに役立つ情報を充実させるとともに、若者の就業や地元企業に関する情報を積極的に提供します。	図書館



事業名	内容	担当
子育て世代が利用しやすい環境整備	子どもや保護者がいつ訪れても楽しく気兼ねなく過ごせる図書館を目指します。また、子育て支援センターと連携して、子育てしやすい情報や遊びの場、学びの場を積極的に提供します。	図書館

2 学校における環境整備

学校では、児童生徒が生涯にわたり読書に親しむ習慣を形成するため、児童生徒が自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことのできる読書環境を整備します。また、児童生徒が読書の量だけでなく、読書の質を高めていくことができるよう、学習指導要領に基づき、発達の段階に応じた読書指導を行います。

事業名	内容	担当
学校図書室の積極的な活用	開館時間などを工夫して、授業や昼休みなどに、児童生徒が本を読んだり、自主的に調べ学習をしたりできる環境を整備します。	学校教育課
学校図書室の図書の整備・充実	児童生徒、教職員のアンケート等を参考に、児童生徒の興味・関心を踏まえた図書、学習活動に応じた資料、優良図書などの充実に努めます。	学校教育課
団体貸出の利用	市立図書館の団体貸出制度を利用することにより、校内の図書機能を補完し子ども達に読書を楽しむ機会を継続的に提供することに加え、複合交流拠点施設「monaca」との連携を深め、読書教育の推進を図っていきます。	学校教育課



3 保育所（園）における環境整備

保育所（園）等では、乳幼児期の子どもが読書の楽しさを知ることができるよう、保育所保育指針等に基づき、絵本や物語に親しむ環境づくりを積極的に行います。

事業名	内容	担当
絵本の充実	市立図書館の団体貸出制度を利用し、子ども向け絵本等の充実を図ります。	保育課 こども家庭課
おはなし会・読み聞かせ会の開催	地域ボランティアや職員などによる定期的なおはなし会や読み聞かせ会をすることにより、本に興味を持つように促します。	保育課 こども家庭課

4 読書バリアフリーのための環境整備

読書バリアフリー法等に基づき、障がいの有無に関わらずすべての人が等しく読書を通じて文字・活字文化の恩恵を受けることができる読書環境の整備を推進します。

事業名	内容	担当
電子図書館の充実	図書館に行かずとも、「いつでも」「どこでも」「気軽に」読書が楽しめる環境を整備します。また、文字の拡大が可能なものや読み上げ機能があるものを積極的に選書することで、障がいのある方も読書を楽しむことができる環境の整備に努めます。	図書館
福祉資料の貸出	障がいのある方に点訳図書・録音図書等の郵送（又は宅配）貸出・返却を行うことで、読書を諦めることのない環境の整備に努めます。	図書館
障がいの状態に応じた読書環境の整備	障がいのある方が豊かな読書活動を体験できるよう、録音図書や点字本の活用、ゆとりのある配架など読書環境の整備に努めます。	図書館
外国語を母語とする方に応じた環境整備	様々な言語で書かれた図書や、日本語と外国語が併記された図書を充実させるほか、館内の表示や各種案内はやさしい日本語や多言語の使用に努めます。	図書館



事業名	内容	担当
ボランティア団体の支援	ボランティア団体の支援を行うことで、団体の活動促進やハンディキャップサービスの充実を図り、全ての市民が豊かな読書活動を体験できる環境の整備に努めます。	図書館
障がい者サービスに関する知識向上	国や県が開催する障がい者サービスに関する研修会へ参加するほか、社会福祉団体との連携事業を通して、参加者とともに職員も障がいについての知識を深めることで、職員の資質向上を図ります。	図書館



基本方針3 連携体制の強化と充実

1 学校図書室との連携

学校図書室は、生涯にわたる読書習慣の形成に欠かせない場であり、地域社会と連携しつつ、子どもたちの読書活動を推進する役割を担っています。図書館と学校が一体となり、子どもたちが自発的に本に親しむ環境を整えることが重要です。

事業名	内容	担当
図書の団体貸出しの充実	図書館は、学校からの要望に応じ図書の団体貸出を受け付け、配送を行います。	図書館
図書館からの情報提供	図書館は、季節や学年にあった「おすすめ本」リストを学校に提供します。また、図書館のイベントや展示コーナーについても情報を提供します。	図書館
本の整備講習、本の選書等のサポート	図書館職員が学校や複合交流拠点施設「monaca」で本の修理や書架整備等の実習をします。また、選書についても図書館職員がサポートします。	図書館
学校での読み聞かせのサポート	図書館職員が、学校読み聞かせボランティアの活動をサポートします。	図書館
「読み聞かせの基本」講演会の実施	学校に講師を派遣して、「読み聞かせの基本」について講演会を実施します。	図書館
図書館の一日司書	小学校5、6年生を対象に夏休みに実施します。図書館の良さや役割を理解してもらい、図書館利用の増進と読書意欲の向上を図ります。	図書館



2 他市図書館等との連携

県内外の図書館との連携を強化し、広域的な情報提供と相互利用を促進するとともに、利用者が必要な情報に迅速にアクセスできる環境を整備し、多様な読書ニーズに対応します。

事業名	内容	担当
広域利用による相互貸借の充実	県立図書館や県内図書館等との図書資料の相互貸借、レファレンスサービスの相互協力等、ネットワークを活用して必要な資料の選択機会の充実に努めます。	図書館

3 子育て支援センターとの連携

子育て支援センターとの連携を通じて、親子での読書習慣を支える取組を推進するとともに、乳幼児期からの絵本の読み聞かせなどを推奨し、子どもの成長に合わせた読書体験を提供します。

事業名	内容	担当
子どもの発達に応じた支援	図書館と子育て支援センターが連携し、子どもの発達に応じた選書のアドバイスや家庭での読み聞かせのポイントなどを気軽に相談できる環境づくりに努めます。また、ぴよぴよルームに司書が選書した0～1歳の絵本を設置します。	こども家庭課 図書館
子育て支援事業の協働	図書館や子育て支援センターが開催する子どもを対象にしたイベントで、真岡の民話や歴史について語り部の方にお話をしてもらい、地域の文化を継承し、郷土愛を育みます。	こども家庭課 図書館



4 地域交流センターとの連携

地域交流センターを活用した読書活動の推進は、住民同士の交流と知識の共有を促進します。図書館は、地域の学びの場として中心的な役割を果たし、読書を通じたコミュニティづくりに努めます。

事業名	内容	担当
monaca 文庫・ビジネス支援コーナーの設置	地域交流センターの周囲に、まちづくりや地域の賑わい創生に関する資料（monaca 文庫）や、ビジネス支援コーナーを設置します。	図書館
地域交流センター利用団体への支援	市民が本に触れる機会を増やすため、リサイクル除籍になった本を利用団体の活動に利活用していただけるよう支援します（まちつく文庫など）。	図書館

5 ボランティア団体等との連携

読書ボランティア団体は、地域における読書活動の推進を支える重要な存在です。図書館は、ボランティアと協力して、地域住民全体が読書活動に参加できる環境づくりに努めます。

事業名	内容	担当
ボランティア団体等のネットワークの充実と強化	市や県が主催する研修会や交流会において、情報交換を行い、ボランティア活動内容の充実を図るとともにボランティアの育成に努めます。	図書館

6 社会福祉団体との連携

高齢者や障がいのある人に向けた読書支援を進めるため、社会福祉団体との連携を強化するとともに、誰もが本に親しめる環境づくりを推進します。

事業名	内容	担当
複合交流拠点施設「monaca」のバリアフリー推進	真岡市社会福祉協議会や各民間団体等と連携し、複合交流拠点施設「monaca」のバリアフリーについてハンディキャップ当事者の意見を反映させ、あらゆる人が利用しやすい施設となるよう、環境の整備を共に進めます。	図書館



事業名	内容	担当
図書館プロジェクトの開催	真岡女子高等学校、そらまめ食堂、基幹相談支援センターと連携する図書館プロジェクトを継続開催し、関連図書の紹介などを行い、障がいについての理解を深める啓発活動を行います。	図書館

7 企業との連携

企業との協力を通じ、読書活動を支援する取組を推進するとともに、企業の社会貢献活動として、読書関連のプロジェクトに参加し、地域における読書文化の拡大を目指します。

事業名	内容	担当
大人の学び場の開講	複合交流拠点施設「monaca」を社会教育の場として、企業から講師を迎え、参加者へ真岡と世界が繋がっていくための講義を行います。	図書館

8 市民との連携

市民の意見や要望を積極的に取り入れ、地域に根ざした読書活動を展開するとともに、市民参加型のイベントや読書関連のプロジェクトを通じて、図書館と市民がともに読書文化を育むことを目指します。

事業名	内容	担当
市民による選書	テーマを設定した見計らい選書の機会を設け、市民が読みたい本を選書に反映させます。	図書館
真岡まちづくりプロジェクトとの協働	真岡まちづくりプロジェクトと連携したイベントを開催し、市民との協働を推進するとともに、子どもたちと青少年を繋ぐ活動を支援します。	図書館



基本方針4 啓発・広報活動の推進

1 機会を捉えた啓発・広報

特定の期間に合わせた啓発・広報活動を展開し、市民に読書の楽しさや重要性を伝えるとともに、幅広い年齢層を対象とした取組により、読書活動を促進します。

事業名	内容	担当
「子ども読書の日」を中心とした啓発・広報	毎年4月23日の「子ども読書の日」、さらに4月23日から5月12日の「こどもの読書週間」に合わせて、子ども達が楽しんで参加できる行事等を実施し、読書への関心を高められるよう努めます。	図書館
「秋の読書週間」を中心とした啓発・広報	10月27日から11月9日の「秋の読書週間」に合わせて、市民が読書したくなるような行事を実施し、読書への関心を高められるよう努めます。	図書館
「開館記念日」を中心とした啓発・広報	1月25日の複合交流拠点施設「monaca」の「開館記念日」に合わせて、市民が楽しんで参加できる行事等を実施し、読書への関心を高められるよう努めます。	図書館

2 情報の収集と啓発・広報

SNSやホームページなどの様々な媒体を活用し、読書に関する情報を発信するとともに、従来の方法では届かなかった層にもアプローチし、より多くの市民が読書に触れるきっかけを提供します。

事業名	内容	担当
情報の収集と提供	様々な年代に向け、話題の本の紹介やおすすめ本のリストを作成し、読書活動の推進を図ります。	図書館
様々な媒体を活用した啓発・広報	市の広報紙や公式SNS、図書館のホームページ・SNS・館内掲示・資料展示など様々な媒体を活用し、優良図書や新刊図書を紹介します。また、各種事業で関連図書を紹介するなど、利用者と直接関わる機会を積極的に持ち、読書活動の啓発に努めます。	図書館





第5章 計画の推進体制

1 推進体制

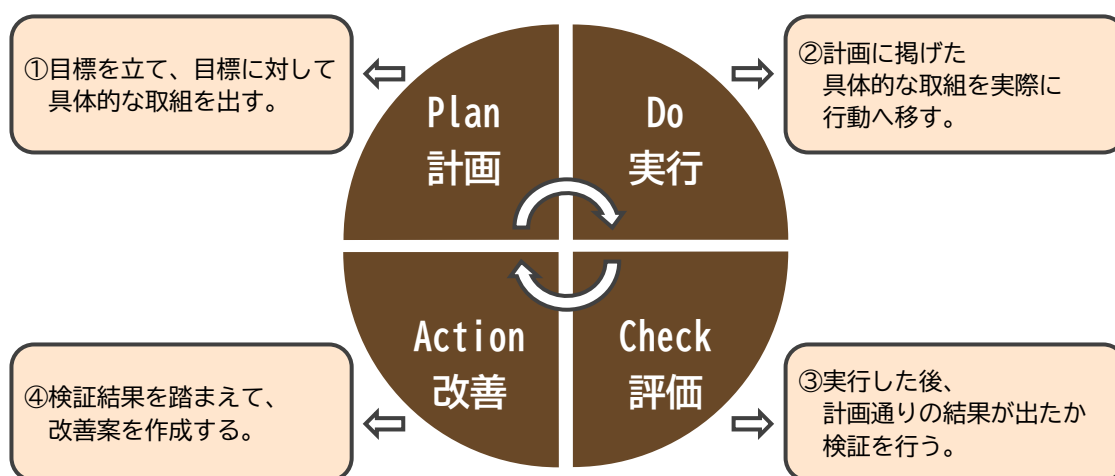
本計画の推進にあたっては、計画に掲げた事業を着実に進めるため、真岡市教育委員会が中心となり、家庭、地域、学校及び図書館などの連携・協力体制の確立と庁内関係各課との連携を強化します。

また、必要に応じて、事業の取組状況を「真岡市図書館協議会」に報告して、意見を求めるなど、社会全体で読書活動に関する取組を総合的、かつ計画的に推進します。

2 進行管理

本計画の円滑な推進を図るため、必要に応じて計画の見直しを検討します。

評価のシステムとしては、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）を繰り返すマネジメント手法である「PDCAサイクル」の理念を活用し、計画の着実な推進に努めます。





資料編

1 図書館協議会について

(1) 図書館協議会とは

公立図書館には、図書館運営に住民の意見を反映させるために、「図書館協議会」を置くことができます。

図書館法第 14 条によれば、「図書館協議会は図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする」となっています。つまり図書館協議会は、図書館運営への住民参加を保障するための機関です。

また、協議会の設置や委員の定数、任期については、条例で定めることになっています。

(2) 真岡市図書館協議会について

真岡市図書館協議会は、昭和 56 年 10 月 1 日に設置条例が施行され、同年協議会が発足しました。現在、委員の構成は、団体推薦 6 名、学識経験者 1 名、一般公募 3 名の計 10 名となっています。

《参考》

○図書館法

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

○真岡市立図書館並びに真岡市立二宮図書館の設置及び管理条例

第 6 条 図書館の運営に関し、法第 14 条の規定に基づき、図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

3 協議会は、委員 10 名以内をもって組織する。

4 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。



2 用語解説

【あ行】

アクセシビリティ	利用者の障がい等の有無やその度合い、年齢や利用環境にかかわらず、あらゆる人々が提供されている情報やサービスを利用できること、またその到達度のこと。
家読（うちどく）	家族間でおすすめの本を紹介し合ったり、読んだ本について話し合ったりすることで、家族のコミュニケーションを図り、家族の絆を深める取組のこと。

【か行】

学校司書	学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員のこと。
学校図書館図書標準	公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準を示すもの。学級数に対しての蔵書冊数が示されており、平成5（1993）年3月に定められた。

【さ行】

視覚障害者等	視覚障がい、発達障がい、肢体不自由その他の障がいにより、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者（読書バリアフリー法第2条第1項）。具体的には、視覚障がい者、読字に困難がある発達障がい者、寝たきりや上肢に障がいがある等の理由により、書籍を持つことやページをめくることが難しい、あるいは眼球使用が困難である身体障がい者等。
--------	--

【た行】

デイジー	Digital Accessible Information System（アクセシブルな情報システム）の略でデジタル録音図書の国際標準規格のこと。目次から読みたい見出しやページに移動することができる。図書や雑誌の内容を録音して音声にした「音声デイジー」、文字や画像をハイライトしながら、その部分を音声と一緒に読むことができる「マルチメディアデイジー」などがある。
読書コンシェルジュ	平成26（2014）年に栃木県独自の取組として始まったもの。本好きな高校生世代を読書活動推進リーダーとして育成し、任命を経て、同世代へ読書の楽しさを広める活動に取り組んでもらう取組のこと。
読書バリアフリー	視覚障がい者等が読書をする上でのバリア（障壁）をなくすこと。



【は行】

ハンディキャップサービス	通常の活字による読書が困難な方、図書館へ来館するのが困難な方など、図書館利用に障がいのある方へのサービスのこと。
ビブリオバトル	知的書評合戦とも呼ばれるゲーム。発表者は制限時間内でおすすめの本を紹介し、各発表後に参加者全員でディスカッションを行う。全ての発表が終了した後に、一番読みたくなった本を投票で決める。
ブックトーク	あるテーマに沿って、何冊かの様々なジャンルの本を順序だてて紹介すること。

【ま行】

見計らい選書	書店や取次業者が図書館へ図書を納品し、実物を確認しながら購入図書を選定する方法のこと。
--------	---

【ら行】

レファレンスサービス	「調査相談」とも言う。情報を求めてくる利用者に対して、図書館員が図書館の資料と機能を活用して、必要としている資料の検索方法を教えたり、回答を提供したりする人的援助を指す。
------------	---



3 施策一覧

真岡市子どもの読書活動推進計画（第三期）施策一覧

基本方針		施策の方向		事業名
1	子どもが読書に親しむ 機会の充実	1	家庭・地域における子どもの読書活動の 目標	1 親子で読書を親しむ環境の促進
				2 様々な場面での「おはなし会」や「読み聞かせ会」の充実
				3 家読の推進
		2	図書館における子どもの読書活動の目標	1 おはなし会や読み聞かせ会の充実
				2 子どもたちへの読書案内の充実
				3 児童書の充実と環境整備
				4 図書館に親しんでもらう機会づくり
				5 中高生の読書離れ対策
				6 行事内容の充実
				7 あかちゃんタイムの充実
		3	学校における子どもの読書活動の目標	1 全校体制での取組
				2 本との出会いの場の工夫
				3 児童生徒による主体的な読書活動の推進
				4 保護者や地域ボランティア等との連携
		4	子育て支援センター・保育所（園）・幼 稚園における子どもの読書活動の目標	1 読書コンシェルジュの育成
				2 日常保育における読み聞かせの充実
2	子どもの読書環境の整 備	1	図書館における環境整備	1 児童図書の充実
				2 年齢に応じた蔵書
				3 学習への支援
				4 15コーナーの充実
				5 障がいの状態に応じた読書環境の整備
				6 図書館機能の見直し
		2	学校における環境整備	1 学校図書室の積極的な活用
				2 学校図書室の図書の整備・充実
				3 団体貸出の利用
		3	子育て支援センター・保育所（園）・幼 稚園における環境整備	1 絵本の充実
				2 おはなし会・読み聞かせ会の開催
3	連携体制の強化と充実	1	図書館と学校図書室の連携	1 図書の団体貸出しの充実
				2 図書館からの情報提供
				3 本の整備講習、本の選書等のサポート
				4 学校での読み聞かせのサポート
				5 「読み聞かせの基本」講演会の実施
				6 図書館の一日司書
		2	他市図書館等との連携	1 広域利用による相互貸借の充実
		3	ボランティア団体等との連携	1 ボランティア団体等のネットワークの充実と強化
		4	子育て支援事業との連携	1 子どもの発達に応じた支援
				2 子育て支援関係団体等と子ども向け事業の協働
4	啓発・広報活動の推進	1	「子ども読書の日」を中心とした啓発・広報	
		2	「秋の読書週間」を中心とした啓発・広報	
		3	情報の収集と提供	



真岡市読書活動推進計画（第四期）施策一覧

基本方針		施策の方向		事業名	
1	生涯にわたり読書に親しむ機会の充実	1	乳幼児期における読書活動の推進	1	親子で読書を楽しむ環境の促進
				2	家読の推進
				3	日常保育における読み聞かせの充実
				4	保護者への啓発
		2	小・中学生期における読書活動の推進	1	全校体制での取組
				2	児童生徒による主体的な読書活動の推進
				3	本との出会いの場の工夫
				4	保護者や地域ボランティア等との連携
		3	高校生期における読書活動の推進	1	読書離れ対策
				2	高校生による高校生のための図書紹介
				3	読書コンシェルジュの育成
		4	成人期における読書活動の推進	1	読書活動に繋がるイベントの開催
				2	展示コーナーの充実
		5	複合交流拠点施設「monaca」における読書活動の推進	1	おはなし会や読み聞かせ会の充実
				2	読書案内の充実
				3	図書館に親しんでもらう機会づくり
				4	行事内容の充実
				5	本だけに留まらないサービスの提供
2	読書環境の整備	1	図書館における環境整備	1	児童図書の充実
				2	年齢に応じた蔵書
				3	学習への支援
				4	15コーナーの充実
				5	ビジネス支援コーナーの充実
				6	子育て世代が利用しやすい環境整備
		2	学校における環境整備	1	学校図書室の積極的な活用
				2	学校図書室の図書の整備・充実
				3	団体貸出の利用
		3	保育所（園）における環境整備	1	絵本の充実
				2	おはなし会・読み聞かせ会の開催
		4	読書バリアフリーのための環境整備	1	電子図書館の充実
				2	福祉資料の貸出
				3	障がいの状態に応じた読書環境の整備
				4	外国語を母語とする方に応じた環境整備
				5	ボランティア団体の支援
				6	障がい者サービスに関する知識向上
		3	連携体制の強化と充実	1	学校図書室との連携
2	図書館からの情報提供				
3	本の整備講習、本の選書等のサポート				
4	学校での読み聞かせのサポート				
5	「読み聞かせの基本」講演会の実施				
6	図書館の一日司書				
2	他市図書館等との連携			1	広域利用による相互貸借の充実
3	子育て支援センターとの連携			1	子どもの発達に応じた支援
				2	子育て支援事業の協働
4	地域交流センターとの連携			1	monaca文庫・ビジネス支援コーナーの設置
				2	地域交流センター利用団体への支援
5	ボランティア団体等との連携			1	ボランティア団体等のネットワークの充実と強化
6	社会福祉団体との連携			1	複合交流拠点施設「monaca」のバリアフリー推進
				2	図書館プロジェクトの開催
7	企業との連携			1	大人の学び場の開講
8	市民との連携	1	市民による選書		
		2	まちづくりプロジェクトとの協働		
4	啓発・広報活動の推進	1	機会を捉えた啓発・広報	1	「子ども読書の日」を中心とした啓発・広報
				2	「秋の読書週間」を中心とした啓発・広報
				3	「開館記念日」を中心とした啓発・広報
		2	情報の収集と啓発・広報	1	情報の収集と提供
2	様々な媒体を活用した啓発・広報				

※水色は、真岡市読書活動推進計画（第四期）での変更・追加を示しています。



